

1 活動名

東大阪市 「学習を伴う子どもの居場所作り支援事業について」

2 調査の目的

(1) 本市における課題

子供たちの居場所作りの促進

(2) 調査の必要性

不登校が増えている本市でも、学習や食の提供を伴う支援、貧困対策について考えていくため

(3) 調査項目

- ・子供の貧困対策について
- ・学習を伴う子どもの居場所作り支援事業
- ・食の提供を伴う子どもの居場所作り支援事業

3 調査地選定理由

(1) 東大阪市

理由：貧困対策として子供の未来応援交付金の補助を増額したり、学習を伴う居場所作りに事業者も協力的であることから参考にしたいため。

4 調査結果

(1) 2019年 11月 1日

(2) 出席者 4名 上條美智子、近藤晴彦、勝野智行、内田麻美

(3) 調査結果

・東大阪市の子どもの貧困対策について（説明担当：子どもすこやか部 子ども家庭課）

① 子どもの貧困対策計画策定の経過

東大阪市では平成29年度に市独自で「子どもの未来応援プラン」を策定。

市独自で策定した理由として、府の調査が広域を対象とするものであり、市の状況を把握出来なかったため、市独自での調査・計画策定を行うことになった。

平成30年3月に「子どもの未来応援プラン～未来への道しるべ～」という冊子発行

② 子どもの生活実態調査について

対象世帯・・・小学校5年、中学校2年、16・17才の子どもとその保護者

（各1000世帯、合計3000世帯）困窮度Iから中央値以上までの4段階で分析

③ 予算と補助金の活用

当初予算300万円 決算額299万2000円

子どもの未来応援交付金を活用（3/4補助→1/2補助）

・学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業

① 目的・・・地域において、社会福祉法人などに協力いただき、福祉施設内にて小学生の学習習慣の定着を目的とした学習の支援と居場所を兼ねた子どもの居場所づくりを行う。

②実施方法・・・市が委託する事業者が宿題や自主学習の補助を行う学習支援を実施する。また、地域の子どもの居場所として、レクレーションや施設利用者との交流なども実施。

③実施場所、頻度・・・市内10施設、定員各15名程度

週一回（曜日、時間帯は施設ごとに異なる）

④対象者・・・実施施設の所在地小学校区の児童を対象とする。ただし、隣接小学校区の児童が利用できるように、委託事業者による集合場所からの送迎を検討。経済的な問題を抱える世帯や放課後をひとりで過ごしている児童などには、地域の関係機関や市の関係部局を通じて対象者に情報提供を行う。

⑤その他・・・児童・保護者に相談のニーズがある場合は、施設相談員が一義的に相談を行い、必要な場合は市の相談窓口につなぐ役割を担う。

※東大阪市は小学校が51校あるが、7区域に分けて10施設で現在事業が行われている。6カ所は定員10名ほどの利用、4カ所は5～6名の利用で定員に満たない場所もある。特養施設や保育施設の空き教室や有効スペースを活用し、事業者は無償で社会貢献の意味で、見守りもかねて協力してくださっている。1施設に2名の指導者を配置し、教材なども用意してはあるが、個々の宿題などをやっても良い。大学が多い自治体でもあるが、奨学金生が半分ぐらいのため、なかなかボランティアも難しいのが現状である。

受講者アンケート（参加児童対象）では、

- 1) 先生の指導は分かりやすかったか？という質問には41名中32名が分かりやすかった、もしくは、とても分かりやすかったと答えている。
- 2) 参加前より学校の授業が分かるようになったか？という質問に対しては、41名中35名が分かるようになった、もしくは、とてもわかるようになったと答えている。
- 3) 学習会に参加することは楽しいか？という質問には41名中32名が楽しい、もしくは、とても楽しいと答えている。
- 4) 参加しての意見や感想の中には、ゆっくりと教えてくれるので分かりやすかった、学校の宿題が終わるので良かった、先生と話すことが楽しかったなど。
- 5) 保護者よりヒヤリング・・・自宅でなかなか学習を行わないので、このような場所で学習が出来るのはありがたい。プリントを持って帰って来て、家で取り組んでいる時もあるので、良い習慣になりつつある。

・食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業

① 目的・・・地域の居場所として、食の提供を伴う子どもの居場所づくりを行う団体等に対し、安心・安全に関する費用等、事業の一部補助を行い、新規開設や活動促進を図ることを目的とする。

②実施方法・・・1) 補助申請団体を公募

2) 調理を伴う場合は保健所で事業場所・内容等の確認

③補助額・・・1 開催あたり上限7000円を補助（週一回の上限）

食の調理を伴わない提供の場合は上限3000円の補助

④ 補助対象となる経費・・・1) 保険料 2) 負担金（食品衛生責任者講習の受講料、検便代） 3) 光熱水費 4) 賃借料・会場借り上げ費等 5) 食材費 6) 人件費等

⑤事業の実施にあたっての要件（一部抜粋）

- 1) 利用者登録の実施（アレルギー確認・保険対応のため）
- 2) 可能な範囲で食事提供以外でも子どもの居場所の提供
- 3) 食品衛生責任者の設置（調理を伴う場合は必須）
- 4) 実施場所の設備等や食材管理など、保健所の指導内容を遵守し食中毒に注意する。
- 5) 調理に従事する方は、月に1度は検便を実施
- 6) 行事保険に加入し、子どもや従事者の安全に努める。

⑥その他

- 1) 食中毒・食物アレルギーへの配慮
- 2) 気になる子どもについては、行政機関につなぐ
- 3) 参加する子どもの安全確保に努める。

※現在は7区域に分けて14施設で事業が行われている。9カ所は法人、5カ所はボランティアで行う。多いところで1日平均80人の利用がある。持ち出しで食材の調達をしている所もある。利用者の負担については無料が7カ所、他は10円から200円と異なる。

(5) 成果・所感等

松本市では学校近隣に児童センターや学童保育という施設があるため、利用している子どもが多いが、東大阪市には施設がないため、このような事業を展開している。経済的な要因で例えば「塾や習い事に通えない」→「進路を変更、進学をあきらめる」ということが、学習を伴う支援事業を利用することで少しでも解消に導いていければ大切な居場所の一つとなります。

学習支援の場においては、定員に満たない場所もあるということでしたので、更に周知を呼びかけてはとも思いましたが、居場所＝貧困対策の場となると、利用しにくい状況が生まれるため、広く対象者を受け入れる場所が必要ですが、必要な方々に利用いただくために、関係機関・部局から居場所の利用が必要な方へ周知をいただくことで促進を出来るようにしていきたいということでした。

松本市でもこども食堂が広がっていますが、運営側のご苦勞も様々ありますので、地域での協力が東大阪同様、欠かせません。特にひとり親家庭や共働きで遅い時間まで子供だけで過ごすような場合は、孤立をさせないための助けになっていく活動であると考えますので推進を願います。

5 政務活動費

- | | |
|----------|--------|
| (1) 使途項目 | 調査旅費 |
| (2) 支出額 | 丸亀市に同じ |